

総社市告示第28号

総社市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（平成17年総社市告示第101号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動項号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動後項号等」という。）が存在する場合には、当該移動項号等を当該移動後項号等とし、移動後項号等に対応する移動項号等が存在しない場合には、当該移動後項号等（以下「追加項号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示、追加項号等並びに別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の中別表の表示に下線が引かれた別表を同表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表とする。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の除却又は移転を行う者に対して、<u>予算の範囲内において補助金を交付し、急傾斜地崩壊対策その他災害防止対策とあいまって住民の生命の安全を確保することを目的とし、補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、総社市補助金等交付要綱（平成17年総社市告示第6号）の定めるところによる。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 危険住宅 がけ地の崩壊等による危険が著しいため、<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条に基づき岡山県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する住宅で、次のいずれかに該当するもの</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者（<u>住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の親族居住用住宅貸付けを受けて、親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下同じ。</u>）に対して、補助金を交付し、急傾斜地崩壊対策その他災害防止対策とあいまって住民の生命の安全を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 危険住宅 がけ地の崩壊等による危険が著しいため、<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定に基づき、建築物等の制限に関する条例（昭和26年岡山県条例第10号）第2条で指定した災害危険区域又は同法第40条の規定に基づき、同条例第3条において</u></p>

改正後	改正前
<p>ア 既存不適格であるもの  イ <u>建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく是正勧告等を受けたもの</u></p> <p>(2) 移転事業 危険住宅の除却及び移転を促進するため、市長が事業実施計画を定め、危険住宅の<u>居住者</u>に対し、次に掲げる経費について補助する事業  ア及びイ 略  (補助対象者等)</p> <p>第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) <u>市税を滞納していない者であって、移転事業を行う者</u>  (2) <u>社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日国官会第2317号)のがけ地近接等危険住宅以遠事業に適合する事業を行う者</u></p> <p>2 補助対象となる事業及び補助金の額等は、別表に定めるところによる。  <u>ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(移転事業の認定申請)</p> <p>第4条 移転事業を行おうとする者は、あらかじめがけ地近接等危険住宅移転事業認定申請書を提出し、危険住宅である旨の市長の認定を受けなければならない。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者は、移転事業完了の日から起算して30日以内に関係書類を添付してがけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を調査確認のうえ交付の適否を決定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、<u>事業に必要な事項及び様式</u>に関しては、市長が別に定める。</p>	<p><u>建築を制限している区域に存する既存不適格住宅</u></p> <p>(2) 移転事業 危険住宅の移転を促進するため、市長が事業実施計画を定め、危険住宅の<u>移転を行う者</u>に対し、次に掲げる経費について補助する事業  ア及びイ 略  (補助対象事業等)</p> <p>第3条 <u>補助対象となる事業及び補助金の額等は、別表に定めるところによる。</u></p> <p>(移転事業の認定申請)</p> <p>第4条 移転事業を行おうとする者は、あらかじめがけ地近接等危険住宅移転事業認定申請書<u>(様式第1号)</u>を提出し、危険住宅である旨の市長の認定を受けなければならない。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者は、移転事業完了の日から起算して30日以内に関係書類を添付してがけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書<u>(様式第2号)</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を調査確認のうえ交付の適否を決定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書<u>(様式第3号)</u>により申請者に通知するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p>

改正後			改正前			
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）			
補助対象事業の区分	補助対象事業の内容	補助金の額	補助対象事業の区分	補助対象事業の内容	補助金の額	備考
危険住宅の除却等に要する経費	危険住宅の除却に係る撤去、動産移転、跡地整備、仮住居等	国が定める限度額以内で、予算の範囲内において市長が定める額	危険住宅の除却等に要する経費	移転を行う者に対して、危険住宅の除却に係る撤去、動産移転、跡地整備、仮住居等に要する費用を交付する事業	1戸当たり78万円を限度とする。	
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子に相当する額	同上	危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）に相当する額の費用を交付する事業	1 1戸当たり406万円（建物310万円、土地96万円）を限度とする。ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域については、1戸当たり708万円（建物444万円、土地206万円、敷地造成580千円）を限度とする。	特殊土壌地帯とは、旧常盤村及び旧三須村を除く区域をいう。
			様式第1号（第4条関係） 略 様式第2号（第5条関係） 略 様式第3号（第5条関係） 略			

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。